

島根県病院局障がい者活躍推進計画

機関名	島根県病院局
任命権者	島根県病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
島根県病院局における障がい者雇用に関する課題	<p>島根県病院局においては、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障がい者の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、障害者採用計画を作成するとともに障がい者の雇用に向けて、各部署へのヒアリングを行ったが、業務の掘り起こし、十分な執務スペースの確保及び教育・相談環境の整備など計画どおりに進んでいないのが現状である。</p> <p>障がい者が活躍できる場を提供するためにも、まずは職員へ障がい者雇用に対する理解を促すことと受入環境を整えることが必要であり、その後に更なる体制整備を行い、計画期間中に法定雇用率の達成を目指すこととする。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 2. 6 %</p> <p>(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 0. 94 %</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として県立病院課長を選任する。（令和元年9月6日に選任済。） ○障害者職業生活相談員については、現在は県立病院課長を選任しているが、今後は島根労働局が開催する障害者職業生活相談員認定資格講習を複数名に受講させ、その者を選任する。 ○職場全体で障がい者の受入体制を整備するため、年1回障がい者雇用に関する研修を行い、職員の理解を深める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○各部署に対して毎年行う組織・人員ヒアリング等を活用し、障がい者の活躍の場が提供できる職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障がい者に対して少なくとも年1回に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者に対して、少なくとも年1回面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。